

# 山電協だより

山形電気工事協同組合

TEL 023-633-0161

FAX 023-633-0645

11月号 第262号

平成23年11月発行

HP URL: <http://www.y-koso.or.jp>

E-mail: [y-koso@y-koso.or.jp](mailto:y-koso@y-koso.or.jp)

## 1. 「賞与資金融資」のご案内

冬季賞与資金を下記の通りご融資致します。ご入用の方は、別途申込書をご記入の上、組合までお送り下さい。

貸付限度額 : 組合への払込出資金額を限度とします。

貸付期間 : 平成23年12月6日(火) ~ 平成24年6月29日(金)

貸付利率 : 年 2.4%

保証人 : 必要無し(但し、出資証券を差入れさせていただきます)

申込期限 : 平成23年11月19日(土)

## 2. 山形県最低賃金が改正されました

この度、山形県の最低賃金が改正されましたのでお知らせ致します。

**1時間 647円**

効力発生日: 平成23年10月29日

「最低賃金制度」及び「現在の山形県最低賃金」等の情報については、下記の厚生労働省ホームページ内の最低賃金 特設サイトを御覧下さい。

<http://saiteichingin.info>

【お問合せ先】 山形労働局労働基準部賃金室

山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階 電話: 023-624-8224

## 3. 全日電工連「所得補償制度」加入者募集のご案内

「所得補償制度」は、病気やケガで就業不能となった際に、最長2年間の収入が補償される、全日電工連が運営している休業補償制度です。

(保険会社: 日本興亜損害保険(株)、取扱代理店: 東芝保険サービス(株))

今回、下記期間において加入受付を行いますので、ご希望の方、または資料をご覧になりたい方は、組合までご連絡下さい。

募集期間 : 平成23年11月4日(金) ~ 25日(金)

## 4. 建設国保からのお知らせ (建設国保加入の皆様へ)

### (1) 健康づくり講座のご案内

11・12月の健康づくり講座を下記の通り開催致しますので、別紙をご参照の上  
FAXにてお申込み頂けます様お願い致します。

#### グラウンドゴルフ大会

- ・日時 : 平成23年11月18日(金) 午後1時(現地集合)
- ・場所 : 中山町「ひまわりグラウンドゴルフ場」 中山町長崎7750-2
- ・参加費 : 500円

#### 歩こう会

- ・日時 : 平成23年12月6日(火) 午前10時(現地集合)
- ・場所 : 天童市「山形県総合運動公園」

### (2) 健康診断の補助金申請をお忘れなく!

今年度に健康診断を受けられた40歳未満の方は補助金申請が出来ますので、  
領収証と請求明細書の写しを組合までFAXして下さい。

組合FAX番号: 023-633-0645

## 組合員の動向

組合脱退

河北・西川ブロック

秋場電気工事店 : 秋場 茂

## 第一種電気工事士 定期講習のご案内

・平成23年度の開催予定(山形県)

| 講習日           | 会場        | 開催担当        |
|---------------|-----------|-------------|
| 平成24年1月18日(水) | 山形ビッグウイング | 山形県電気工事工業組合 |

- 1 受講対象者の方には、該当となる講習月(前回受講日から5年後)の約4ヶ月前に東京の講習センターからご自宅宛てに受講申込書が郵送されます。
- 2 山形県外の会場でも受講は可能です。(他県の日程・会場などは組合へ問合わせて頂くか、  
nite:製品評価技術基盤機構のホームページを御覧下さい)

## 「郵便振込」でのお支払について

組合費などを「郵便振込」でお支払頂く際は、  
入金確認に時間が掛かる都合上、「毎月20日までに」  
お振込み頂きたいと思えます。  
お手数をお掛け致しますが、どうぞ宜しくお願い致します。

## ご依頼

「住所、代表者名、電話・FAX番号」などを変更した場合は  
関係機関へ届出提出の必要がありますので、  
必ず組合までご連絡頂けます様お願い致します。  
尚、5年毎の建設業許可の更新、又は新たに建設業の許可を  
取得した場合は県建設部だけでなく、村山総合支庁総務課  
防災安全室へも届出提出の必要がありますので、組合まで  
ご連絡頂けます様お願い致します（申請書をお渡し致します）。  
届出を出しているか、県の立入り検査でチェックされます。

尚、「暴力団排除条例」が制定されたことを受け、建設業許可の更新  
については、事業所の役員が「暴力団員かどうか」  
の審査の徹底を図ることとなり今後、審査～受理までの時間が  
これまでより長く掛かる為、更新申請にあたっては

### 有効期間満了の「30日前まで」

に申請書を提出するよう、県より通達が来ておりますので、  
徹底して頂けます様お願い致します。